

男鹿市告示第 5 8 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 2 第 1 項の規定に基づき、公金の収納事務を指定公金事務取扱者に委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 7 年 4 月 1 日

男鹿市長 菅 原 広 二

- 1 事務内容
市庁舎管理業務委託（日直業務）における斎場使用料の収納
- 2 委託先（指定公金事務取扱者）
男鹿市船川港船川字泉台 6 7 番地 1 6 8
株式会社東北ビルサービスセンター
代表取締役 藤原 誠
- 3 委託期間
令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで